

## 会議録

会議の名称	第17回人にやさしいまちづくり推進協議会
開催日時	平成28年10月3日（月曜日） 午後2時～午後4時
開催場所	保谷庁舎1階会議室
出席者	【委員】池田（干）委員、池田（正）委員、江口委員、海和委員、中舘委員 林委員、三輪委員、持地委員、米森委員 【西東京市】松本都市計画課長 小宮開発調整係長、二村主任
議題	1. 土地利用構想届に対する市の指導又は助言について
会議資料の名称	【添付資料参照】 次第 ①（仮称）ひばりが丘H街区 戸建開発事業 案件 資料1 土地利用構想届出書写し 資料2 土地利用構想説明会報告書写し 資料3 土地利用構想届出に関する指導及び助言について（案） ②（仮称）ひばりが丘計画 H街区新築工事 案件 資料1 土地利用構想届出書写し 資料2 土地利用構想説明会報告書写し 資料3 土地利用構想届出に関する指導及び助言について（案） 参考資料 ひばりが丘地区地区計画書及び計画図
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>議題1 土地利用構想届に対する市の指導又は助言について</p> <p>○都市計画課長：（諮問書を読み上げ手交）</p> <p>○会長：これより第17回人にやさしいまちづくり推進協議会を開催する。市長より諮問を受けた「土地利用構想の届出に関する指導又は助言について」を議題とする。これは西東京市人にやさしいまちづくり条例（以下「条例」という。）第17条に規定されているとおり、土地利用構想の届出があった場合、市長は指導及び助言を行うことができる。また、市長は指導及び助言を行うにあたって、推進協議会の意見を聞くことになっている。これより事務局の説明を求める。</p> <p>○事務局：（（仮称）ひばりが丘H街区 戸建開発事業、資料1、2、3を読み上げ）</p> <p>○会長：これより質疑意見に移る。挙手のうえ発言をお願いする。</p> <p>○A委員：西側の緑地と南側隣接地に作られる公園との連続性はどうか。</p> <p>○事務局：西側の緑地内に遊歩道を設け公園に繋げることにより、連続性を持たせると聞いている。</p> <p>○B委員：西側の市道について説明を願う。</p> <p>○事務局：（市道111号線の現在に至る経緯等説明）</p> <p>○C委員：旧ひばりが丘団地地区は東久留米市に跨るが、東久留米市も地区計画を定めているのか。</p> <p>○事務局：当市と同様な地区計画となっている。</p> <p>○会長：他に質疑はないか。では、意見が出揃ったと思われるので、資料3の事務局が作成した土地利用構想に関する指導及び助言案についての内容を確認したい。1項目から5項目までであるが、一つ一つ賛成の方の挙手をお願いしたい。では、1番目、西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し実施計画においては、規定に沿って公共施設を整備されたい。これはいかがか。</p> <p>○各委員：（挙手全員）</p> <p>○会長：2番目、開発事業を実施するにあたり事業に伴って生じる公害（西東京市環境基本条例</p>	

第2条第2号に規定する公害をいう。)を防止するための措置を講じられたい。これはいかがか。

○各委員：(挙手全員)

○会長：3番目、建設工事の車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように対策を講じられたい。これはいかがか。

○各委員：(挙手全員)

○会長：4番目、今後、計画を実施するにあたり近隣住民に対し十分な周知を行い、説明会等を行い丁寧な対応を図られたい。これはいかがか。

○各委員：(挙手全員)

○会長：5番目、宅地造成工事完了後、戸建て住宅を建築される際は、建築物の色彩、緑化面積の確保等については、都市計画ひばりが丘地区地区計画の規定に基づくと共に、事業区域東側の歩道状空地の整備については、接続する道路との調和及び歩行者の安全対策等に配慮するよう努められたい。これはいかがか。

○各委員：(挙手全員)

○会長：2件目の案件に移る。事務局の説明を求める。

○事務局：(仮称)ひばりが丘計画 H街区新築工事、資料1、2、3を読み上げ)

○会長：これより質疑意見に移る。挙手のうえ発言をお願いします。

○D委員：バイク置場が2台分しかないが。

○事務局：今後、事業者と協議を行う。

○A委員：自主管理公園は、一般市民が利用できるのか。

○事務局：誰もが自由に利用出来るよう指導していく。

○A委員：子育て支援施設について説明を願う。

○事務局：施設はマンション管理組合が所有し管理するが、運営の詳細については現時点では決まっていない。

○C委員：公園は市に移管しないのか。

○事務局：移管はしない。

○E委員：公園維持管理費も居住者が負担するのか。

○事務局：そうである。

○B委員：駐輪場の区画が141区画となっているが、台数の規定は満足しているのか。

○事務局：1区画の幅が条例で規定する幅の2倍以上あり、1区画に2台置くことが可能であることから規定台数を満たす。

○A委員：近隣の東側では7月に取り上げたマンション計画と中学校建設、北側は1件目案件の宅地造成工事が行われ、工事時期が重なることになるのか。

○事務局：来年度以降は工事が重なることになる。事業者間で調整を行うよう指導する。

○A委員：指導助言の6において、工事時期が競合することからと加えたほうがよいのではないか。

○事務局：周辺で計画されている大規模工事と十分な調整を図ると加えたい。

○F委員：指導助言に温暖化対策の観点を含め、意見を出すことはどうか。

○事務局：地区計画により十分な緑化面積を設ける規定となっており、温暖化対策に通じるものと考えます。

○会長：他に質疑はないか。では、意見が出揃ったと思われるので、資料3の事務局が作成した土地利用構想に関する指導及び助言案についての内容を確認したい。1項目から7項目までであるが、一つ一つ賛成の方の挙手をお願いしたい。では、1番目、西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し実施計画においては、良好な自然環境や居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。これはいかがか。

○各委員：(挙手全員)

○会長：2番目、建築物の色彩、公園や緑地の整備については、都市計画ひばりが丘地区地区計画の規定に基づき周辺環境等にも配慮するよう努められたい。これはいかがか。

○各委員：（挙手全員）

○会長：3番目、接道部にも緑地を配置した計画とし、圧迫感の抑制に配慮した計画となるよう努められたい。これはいかがか。

○各委員：（挙手全員）

○会長：4番目、開発事業を実施するにあたり事業に伴って生じる公害（西東京市環境基本条例第2条第2号に規定する公害をいう。）を防止するための措置を講じられたい。これはいかがか。

○各委員：（挙手全員）

○会長：5番目、事業区域東側及び南側の歩道状空地の整備については、接続する道路との調和及び歩行者の安全対策等に配慮するよう努められたい。これはいかがか。

○各委員：（挙手全員）

○会長：6番目、これについては委員意見を踏まえ、建設工事の車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように周辺で計画されている大規模工事と十分な調整を図り対策を講じられたいと修正を指示したいがいかがか。

○各委員：（異議なし）

○会長：7番目、今後、計画を実施するにあたり近隣住民に対し十分な周知を行い、工事等の説明会を開催し丁寧な対応を図られたい。これはいかがか。

○各委員：（挙手全員）

○会長：では、指導助言の6番目については、事務局に修正を指示することとするが、案件1の指導助言の3番についても、建設工事の車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように周辺で計画されている大規模工事と十分な調整を図り対策を講じられたいと修正するよう指示したいがいかがか。

○各委員：（異議なし）

○会長：次に「次第3」その他だが事務局より何かあるか。

○事務局：（第16回推進協議会案件（谷戸町二丁目における土地利用構想）経過報告を行う）

○会長：以上で本日の日程は全て終了した。本日の会議について西東京市市民参加条例第9条の規定に基づき、会議録の作成と公開を事務局に指示する。これをもって第17回人にやさしいまちづくり推進協議会を閉会する。